

## 船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 衝突   |
| 発生日時  | 令和2年5月24日 07時42分ごろ   |
| 発生場所  | 高知県須崎市野見湾<br>土佐須崎港湾口東防波堤西灯台から真方位104° 1,570m付近<br>（概位 北緯33° 22.3′ 東経133° 18.3′）   |
| 事故の概要   | プレジャーボートPFUT0は、北北西進中、また、プレジャーボートかなで丸は、漂流中、両船が衝突した。<br>かなで丸は、船長が負傷し、左舷船尾部外板の割損等を生じ、また、PFUT0は、船首部の擦過傷等を生じた。  |
| 事故調査の経過   | 令和2年5月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A プレジャーボート PFUT0、1.1トン<br>282-20208高知、個人所有<br>6.14m (Lr) × 1.91m × 0.97m、FRP<br>ガソリン機関、44.10kW、昭和57年4月<br>B プレジャーボート かなで丸、5トン未満<br>282-17905高知、個人所有<br>4.31m (Lr) × 1.49m × 0.64m、FRP<br>ガソリン機関、7.30kW、平成11年4月 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長A 男性 53歳<br>二級小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成19年10月26日<br>免許証交付日 平成30年4月18日<br>（令和5年4月25日まで有効）<br>B 船長B 男性 62歳<br>二級小型船舶操縦士<br>免許登録日 平成25年5月30日<br>免許証交付日 平成30年4月18日<br>（令和5年5月29日まで有効）                                |
| 死傷者等  | A なし   |

|       |   |
|-------|---|
|       | B 軽傷 1人（船長B）  |
| 損傷    | A 船首部に擦過傷、船底部に擦過傷<br>B 左舷船尾外板に割損、船外機チラーハンドルに折損、両舷舷縁上部に擦過痕   |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期<br>日出時刻：05時00分ごろ  |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人である同乗者2人を乗せ、釣りの目的で令和2年5月24日05時15分ごろ野見湾に向けて須崎港の船だまりを出発した。</p> <p>A船は、須崎市戸島東方沖の釣り場で流し釣りを行ったのち、その北方の‘野見埼西方沖の別の釣り場’（以下「釣り場A」という。）に向けて07時40分ごろ、船長Aが舵輪の後方に立って手動操舵で操船に当たり、同乗者2人が前部甲板上で各自のクーラーボックスに腰を掛け、約10ノットの対地速力で北北西進した。</p> <p>船長Aは、移動を開始した際、北方に船舶を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、同じ針路で進んだ後、1回の右転で‘養殖用のいかだ’（以下「本件養殖いかだ」という。）とその北方の養殖いかだ間の水路に入るつもりでいたところ、左舷船首方に‘南進する1隻の漁船’（以下「本件漁船」という。）を認めた。</p> <p>船長Aは、本件漁船が、徐々に左転しており、このままの針路では、衝突のおそれがあるように見えたので、一旦右転して本件養殖いかだの西方に達したのち、左転してそれに沿って北進し、養殖いかだ間の水路で再度右転して釣り場Aに向かうことにした。</p> <p>A船は、船長Aが、本件漁船の動静に注意して右舵をとり、右転しながら本件漁船を見ていたところ、目前にB船を認め、慌てて全速力後進及び右舵一杯としたが、07時42分ごろ、B船の左舷船尾部に衝突して乗り上がり停船した。</p> <p>A船は、同乗者の1人が携帯電話で118番通報し、船長Aが、A船及びB船の損傷状況を確認後、船長BがB船の甲板上に倒れていたため119番通報した。</p> <p>A船は、船長Aが、B船の船尾部を足で押したところ、B船がA船から離れ、B船と共に‘須崎市野見の船だまり’（以下「本件係留所」という。）に向かったのち、自力で帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で05時30分ごろ須崎港及び野見湾の釣り場に向け、‘知人の船’（以下「C船」という。）と共に本件係留所を出発した。</p> <p>船長Bは、C船と別れ、須崎港の釣り場で釣りを行ったのち、07時00分ごろ‘角谷出シと称する浅瀬の南東方の釣り場’（以下「本</p> |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>件釣り場」という。)に至り、水深約24m付近に錨泊して船首を北方に向けて船外機を停止し、釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、十分な釣果があり、帰航予定時刻も迫っていたので、C船の船長に電話連絡をし、一緒に帰航する目的で本件釣り場に来るように伝えた。</p> <p>B船は、C船が到着後、船長Bが船外機を始動させて錨索(約30m)が伸出している方向と反方向に船首を向けて約50m前進し、錨を水面に揚げたのち、船外機の機関を停止して漂泊状態とし、07時42分ごろ、船首部に移動して人力により錨索及び錨の回収を行って船首部の物入れに片付けていたところ、A船が左舷後方から衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃で後方に倒れ、甲板上に後頭部を打ち、操船可能な状況になかったため、本件釣り場で釣りをしていた船長Bの別の知人が操船する船の同乗者がB船を操船し、A船、C船とそれぞれ本件係留所に向かい、岸壁で救急搬送され、病院で頭部打撲と診断された。(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船、写真3 B船の錨、写真4 野見湾の養殖いかだの様子 参照)</p> |
| <p>その他の事項</p>         | <p>野見湾には、数多く養殖いかだが設置されており、同いかだで作業する漁船の航行があった。</p> <p>船長Aは、周囲の見張りについて、同乗者に依頼していなかった。</p> <p>船長Bは、これまで、錨泊時のB船に向かってくる船がいなかったため、本事故時も錨泊中の船に向かってくる船はいないと思い、揚錨作業開始直前に周囲の状況を確認していなかった。</p> <p>B船で行う揚錨作業は、浮き球をつなげた金属製の輪(直径約20cm)の中に錨索を通し、航走して錨索を引くことで抜錨させ、錨の爪が同輪に届くと、錨が引っ掛かり、錨が水面に浮いた状態となり、その後、漂泊状態として人力で回収し、開始から終了まで約2～3分要した。(図1参照)</p> <div data-bbox="539 1585 1423 1865" data-label="Diagram"> </div> <p>図1 B船で行う揚錨作業</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。</p>  |
| <p>分析<br/>乗組員等の関与</p> | <p>A あり、B あり</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>A なし、B なし<br/>A なし、B なし</p> <p>A船は、野見湾において、北北西進中、船長Aが、本件漁船との衝突を避けようと本件漁船を注視しながら右転したことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本件漁船と衝突のおそれがあるように見えたことから、本件漁船の動静に注意していて、B船に気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>B船は、野見湾において錨泊中、船長Bが、錨泊時にB船に向かってくる船はいないと思い、揚錨作業を開始し、漂泊状態となった後も船首部で作業に集中していたことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで、錨泊時のB船に向かってくる船がいなかったことから、錨泊時にB船に向かってくる船はいないと思っていたものと考えられる。</p> |
| <p><b>原因</b></p>                             | <p>本事故は、野見湾において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、本件漁船との衝突を避けようと本件漁船を注視しながら右転し、また、船長Bが、錨泊時にB船に向かってくる船はいないと思い、揚錨作業を開始し、漂泊状態となった後も船首部で作業に集中していたため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>再発防止策</b></p>                          | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、他船を避ける目的で転針する際、転針する方向の安全を確認した上で転針すること。</li> <li>・ 船長は、漁船の航行等がある海域で同乗者とともに釣りをを行う際、同乗者にも周囲の見張りに協力してもらうことが望ましい。</li> <li>・ 船長は、錨泊状態を終了して揚錨作業を行う際、周囲の状況を確認した上で作業を開始すること。</li> </ul>  |

付図1 事故発生経過概略図

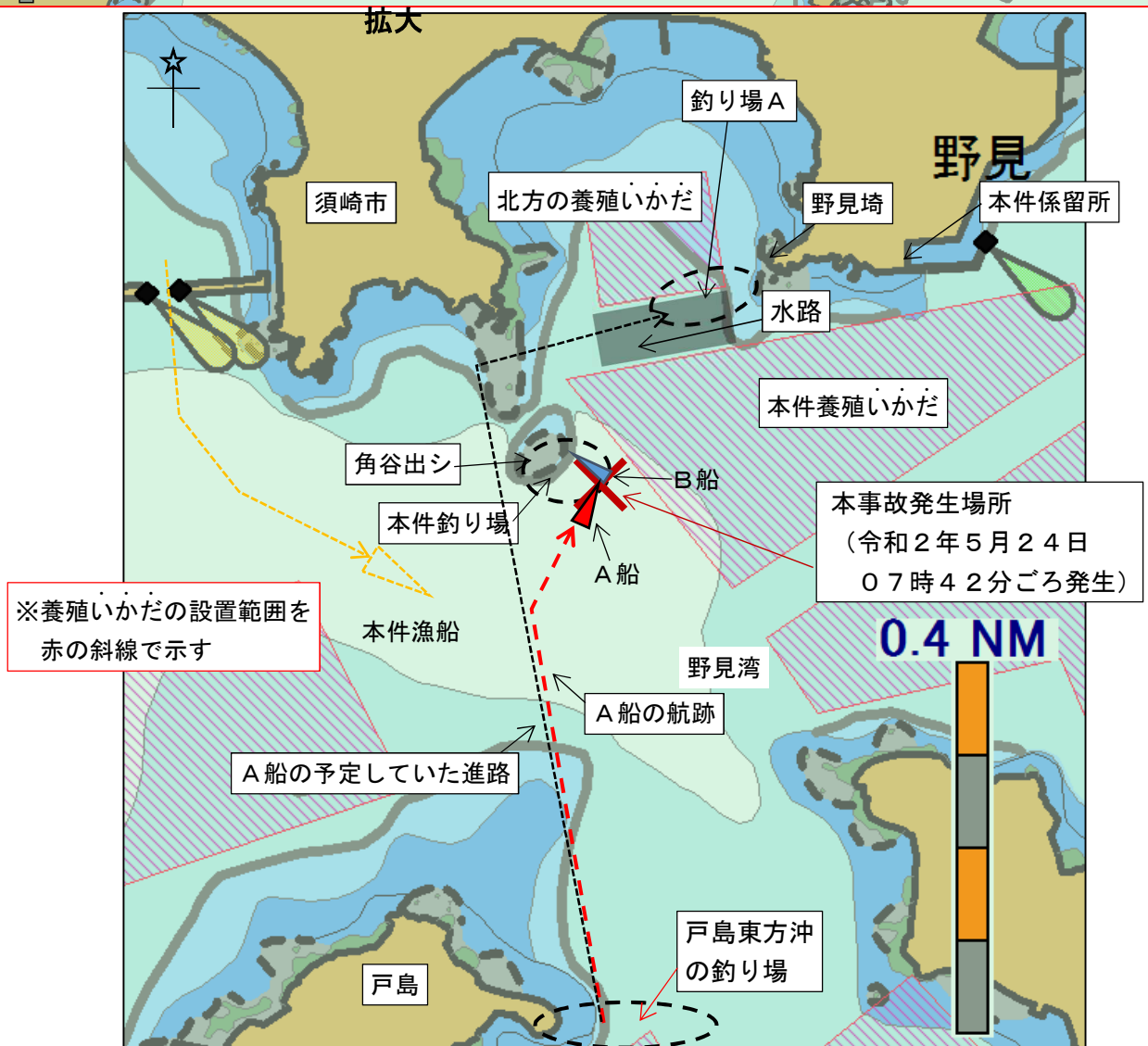
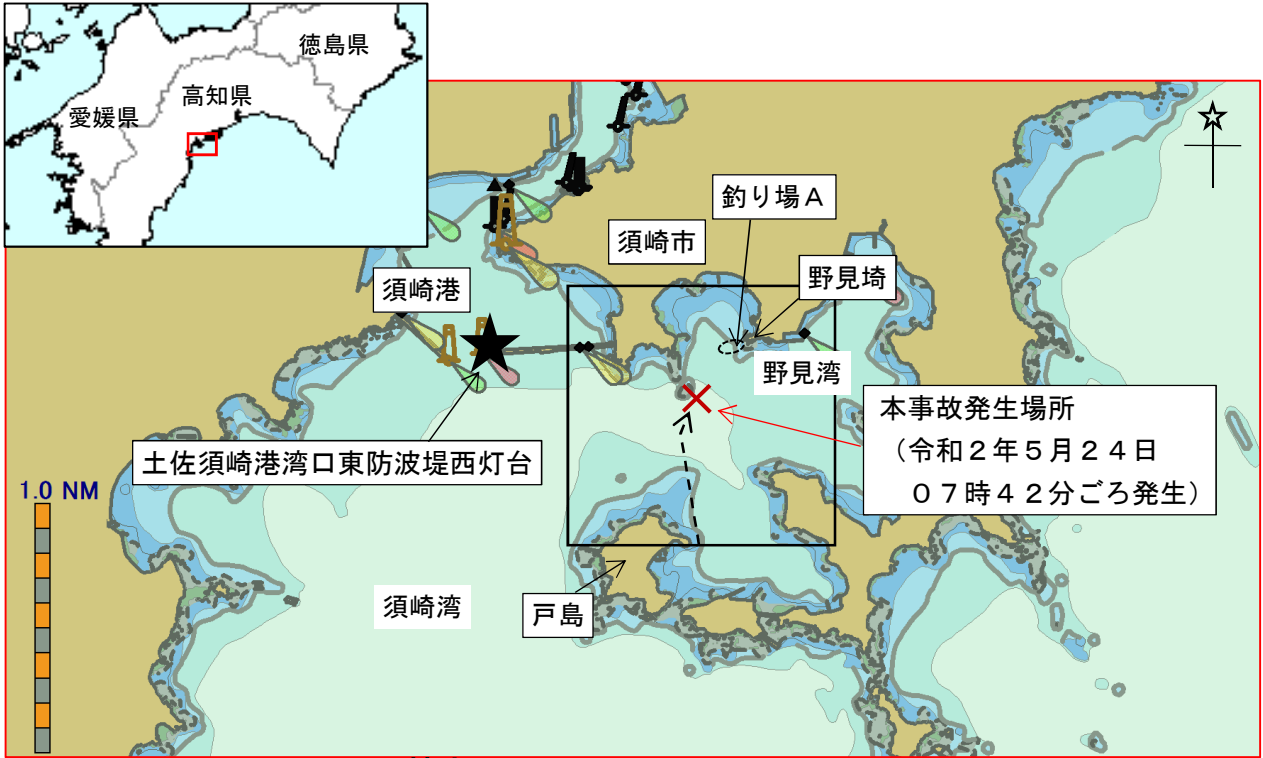


写真1 A船



写真2 B船

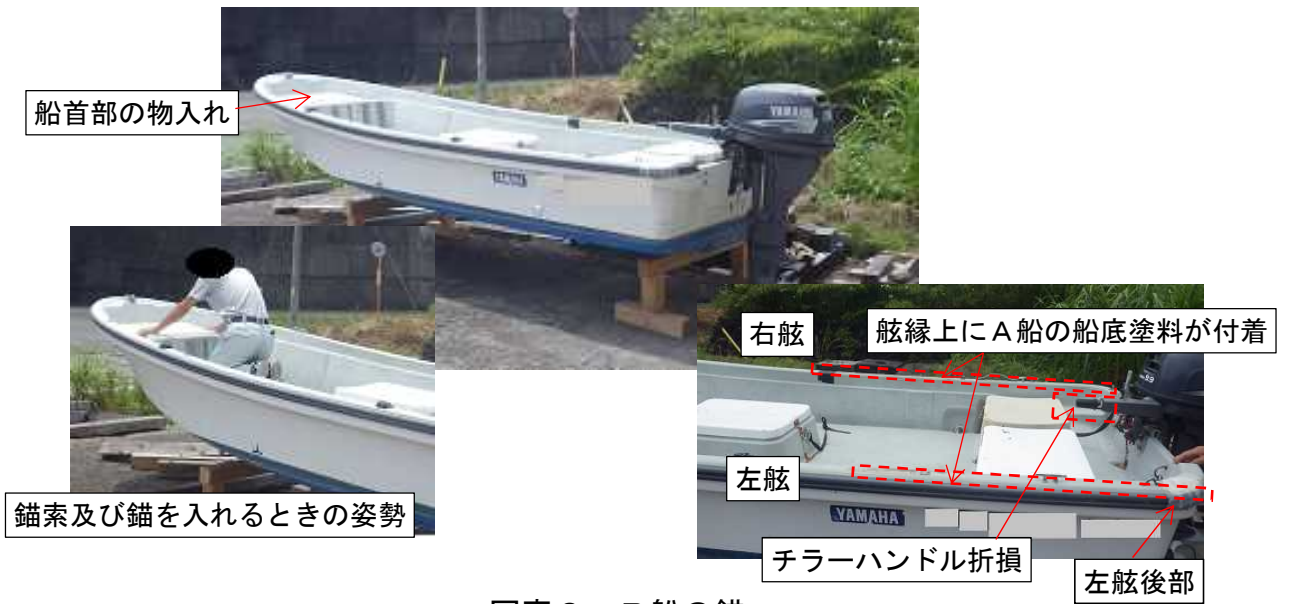


写真3 B船の錨



写真4 野見湾の養殖いかだの様子

